

バンコク便り



1. はじめに

以前より話題となっていた、タイを訪れる外国人観光客を対象とした入国料の徴収が閣議承認されました。 6月頃から徴収が開始になる見込みで、空路で入国する場合は1回につき300バーツ(約1,200円)、陸路または海路で入国する場合は1回につき150バーツ(約600円)の支払いを求められますが、外交・公用旅券保持者、労働許可証保持者、乗り継ぎ旅客、2歳以下の子供などは免除されます。

また、スワンナプーム国際空港の出発ターミナルは、保安検査施設の改修工事による混雑が見込まれますので、タイからご出発される際には早めに空港に到着されることをお勧めいたします。

2. 現地ビジネス情報(タイにおける介護・福祉産業について Vol. 2)

タイでは、介護・福祉用品は、医療機器として扱われています。そのため日本とは取扱いの枠組みが大きく 異なっており、タイで販売する際には「保健省 食品医薬品局 医療機器管理部門」が発行する自由販売証明書 が必要です。しかしながら、多くの日系介護・福祉事業者は自由販売証明書を所有していないため、タイマー ケットに進出するにあたっての大きなハードルとなっています。また、タイを含むアセアン地域には中古医療 機器の輸入に厳しい制限があります。その背景としては、過去に独自に医療機器を輸出入するケースがあり各 種トラブルが発生した際の現地対応が困難となったことや、粗悪品が流通したことなどが主な理由です。

タイでは適合宣言書や規格試験結果などを提出することにより、一部の中古医療機器は輸入可能となりますが、具体的な法規制はなく、FDA(タイ食品医療品承認局)が独自に輸入判断を行うため、日本から中古介護用ベッド(タイの医療機器カテゴリーではクラス 1 の低リスクに分類)を輸入しようとした際に FDA から許可がおりずに輸入不可になった事例もあるなど、中古品輸入の許可取得も困難であるのが現状です。

タイ事務所にショールームを設け、中間層から富裕層をターゲットに価格帯を10万バーツ~25万バーツ(約40万円~約100万円)に設定しています。その他、車いすのトップメーカーである株式会社松永製作所もタイに進出しています。タイでは高齢化が進んでおり、介護・福祉事業が大きなビジネスチャンスになっていますが、事業展開の際には各種規制を事前に確認することが必要です。

タイに進出している主な介護・福祉産業関連企業

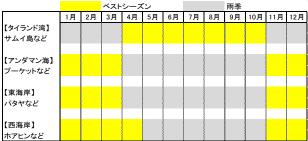
会社名	取扱品目
THAI RIRAIENCE CO., LTD.	衣料品、介護衛生用品、 ベビー用品のOEM生産
Paramount Bed (Thailand) Co., Ltd.	医療用ベッド、介護用ベッド
LUNDAL (THAILAND) CO., LTD.	診察台、医療用ベッド、周辺機器等 介護ベッド、介護用品
MATSUNAGA (THAILAND) CO., LTD.	手動車いす、福祉用具

NC Biz Center作成

3. 現地トピックス(タイ・ビーチ観光のベストシーズン)

タイの政府観光庁が運営する TAT Newsroom より、タイのビーチを訪れる際のベストシーズン情報が公表されました。タイ観光のベストシーズンは一般的に乾季の11月頃~2月頃までとされていますが、地域によって異なります(右の図ご参照)。

世界的にも有名なビーチリゾートのプーケット、ラグジュアリーなホテルが多いサムイ島、王室保養地で静かな雰囲気のホアヒン、タイ最後の秘境ともいわれるリペ島など、他にもビーチリゾートや離島がたくさんあり、それぞれ違った特色があります。バンコクから気軽に行けるスポットもあるため、南国のビーチリゾートをぜひ味わっていただき、日頃の疲れを癒していただくのも非常にお勧めです。



TAT Newsroomより作品

【本件に関する連絡先】 荘内銀行営業推進部 地方創生室 軽部・齋藤 023-626-9050